

**流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故により  
被害を受けられたみなさまにお見舞いを申し上げます**

このたびの流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故により被害を受けられましたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、次の連絡先におきまして、ご契約者のみなさまからの被害のご連絡やご相談を承っておりますので、ご利用くださいますようご案内申し上げます。

**■ご契約に関するご相談等（※携帯電話からもご利用いただけます）**

**・お客さま相談室（平日（9：00～17：00）のご連絡）**

保険商品	フリーダイヤル
すべての保険商品	0120-255-400

※夜間・休日につきましては、受付専用となります

**■事故のご連絡（※携帯電話からもご利用いただけます）**

**（1）平日（9：00～17：00）のご連絡**

保険商品	フリーダイヤル
傷害保険 （除、一時払退職者傷害保険）	0120-559-336
所得補償保険	0120-113-136
医療保険	0120-733-367
一時払退職者傷害保険	0120-400-811
火災保険、新種保険	0120-550-346

**（2）夜間・休日（上記（1）以外）のご連絡**

保険商品	フリーダイヤル
すべての保険商品	0120-550-346

また、このたびの流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故にかかる災害救助法が適用された地域で被災されたご契約者のみなさまを対象に、「契約継続の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予期間を設ける等の特別措置（※）を実施いたします。本措置の適用をご希望のお客さまは、担当者、または当社連絡先にお問合わせください。

（※）災害救助法適用日から6ヵ月後の月末までを限度として猶予させていただくものです。

**<流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故にかかる災害救助法が適用された地域につきましては、  
内閣府HP（災害救助法の適用状況）をご参照ください>**

[https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)